

婦人少年者

昭和二十八年五月三十日第三種郵便物認可 昭和三十四年十月五日発行 (毎月一回五日発行) 第七巻 第十号 (通巻七十三号)



第13回働く年少者の保護運動
——働く年少者の余暇の問題——

10 1959

婦人少年協会



第13回働く年少者の保護運動要綱	表紙の	3
働く年少者にあかるく健康な余暇生活を	表紙の	16
婦人少年局ニュース	表紙の	11
第13回働く年少者の保護運動実施要綱	表紙の	3
働く年少者の余暇生活と健康	表紙の	32
年少労働者福祉活動モデル地	表紙の	51
区の設定計画の実施にあたって	表紙の	130
女子の就職者数と完全失業者数、平均現金給与額	表紙の	27
婦人労働トピックス	表紙の	84
婦人労働のうごき	表紙の	22
年少労働者福祉活動モデル地	表紙の	19

資料室

年少者福祉員の活動状況	春野かつ子	14
ゴルフキャディーの労働実態	大阪婦人少年寮	15
勤労青少年のための福祉施設の紹介	石井はた	17
婦人労働トピックス		
婦人労働のうごき		
年少労働者福祉活動モデル地		
区の設定計画の実施にあたって		
女子の就職者数と完全失業者数、平均現金給与額		

働く年少者のグループ訪問

まずよりあいの場を	春野かつ子	14
ひまなし会・なにわ会	大阪婦人少年寮	15
石川青年クラブの近況	石井はた	17

福祉員の願い

働く年少者に生活の喜びを	相沢 伝	18
何よりもまず予算を	新実 善一	18

年少労働者はこんな意見をもっている	年少労働課	9
「作文に見る年少者の提言」		

中小企業に働く年少者の福祉について	山崎 武敏	6
-------------------	-------	---

働く年少者の余暇の問題	大浜 英子	3
-------------	-------	---

第十三回働く年少者の保護運動に際して	谷野 せつ	2
--------------------	-------	---

婦人少年局 七巻十号 目次

第13回 働く年少者の保護運動



1959年11月1日～10日

主唱 労働省

年少労働問題を探る

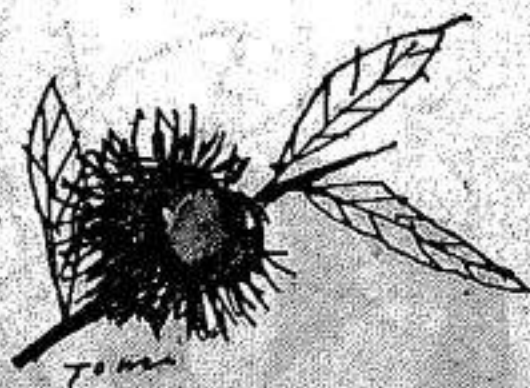
労働省婦人少年局編

B6版 170頁(予定)
写真入上製本
定価 200円 千16円

労働省婦人少年局の権威ある新しい調査資料にもとづき、婦人少年局によって執筆された、年少労働の諸問題についての行きとどいた、しかも平易な手引書である。年少労働問題の研究者をはじめ、直接年少労働者を使用される会社・事業所・商店等の使用者や労務管理にあたる方々に、とくにおすすめしたいものである。

発行所 婦人少年協会
発売所 労働問題調査会

千代田区神田一ツ橋1～1 TEL (33) 9598
世田谷区池尻町200 TEL (414) 6873・(29) 3974



第十三回

働く年少者の保護運動に際して

労働省婦人少年局長

谷野 せつ

働く年少者の保護運動がもたれて、今年は第十三回目を迎えました。この運動は労働基準法の年少労働者に関する保護規程、女子年少労働基準規則の完全施行が行なわれた昭和二十二年十一月一日を記念して創められたものでしたが、その後、年少労働者の保護の意味を広く社会に訴えて、皆様の積極的な御理解と御支援のもとに、年少労働者保護の実を少しでも高めてゆこうという趣旨をもって年々続けられてきたものでした。

その国の文化の高さは、その国や国民が、子供の問題をどれだけ真剣にとりあげ、その福祉のための施策をすすめているかによって計られるといわれています。民主主義がすすみ、人間生活の文化や良識が高まり、社会生活における人々の相互依存のことがよく理解されるようになればなるほど、人々は子供たちのしあわせのために考え、それが大人や社会の当然の責任としての理解となつて、多くの努力がすすめられるようになるものといわれています。

日本でも戦後の混乱期を経て、この頃ではようやく子供たちの幸福についての社会の関心が深まろうとしてきていることは、まことに喜ばしい傾向であります。けれども、子供たちの現実の福祉については、国や法制の力がひろく期待しているほど、それほど多く、まもられていないとは言えないことは、いかにも残念であります。また、社会や個人が子供

たちの幸福のために行なう有志としての理解ある働きかけについても、まだ十分な幅と良識をもってすすめられているとはいえない現状であります。とりわけ中小企業に働く年少労働者については、様々の事情から、その殆んどが、種々の点についてまだ極めてめづまれない状態におかれています。一般的にいって労働時間は長いし、また、賃金も比較的には低いのであります。また、職場の施設や設備も十分ではなく、安全や衛生上の配慮についてもゆきとどいていないといえない状態です。さらにまた、一般に福祉施設などにもとほしく、年少者の特性に即応した理解ある労働管理や明るく健康なレクリエーションなど、健全な生活環境にもめづまれているとはいえないものがあります。このようなどころから、婦人少年局では過去三か年にわたって働く年少者の保護運動に際しては特に中小企業に働く年少者の問題を中心として、様々な観点から社会のいっそうの理解と御協力をお願いしてきました。そして今年には特に、健康な余暇生活を働く年少者達にあたえることに重点を置いて、この運動をすすめることになりました。

申すまでもないことですが働く年少者は、心身共に成長さかりであつて、労働の過程においても、発育をうけてゆかなければなりません。労働からうける影響も最も大きく、あらゆる面で保護がなされねばなりません。また、この年少者たちが成長さかりであるという意味において、それなればならないでしょう。また、最近各地商店等企業組合において設置が勧奨されている福祉員の皆様の自主的な御努力にも期待が向けられねばなりません。さらにまた、協働員をはじめ地域社会の多くの人の理解ある有志活動にも俟たなければならぬと存じます。

産業がすすみ、交通・通信・消費などあらゆる面で時間が短縮され、睡眠時間のほかにはすべての時間のうへで能率があげられることになっている今日、延長されるべきはずの余暇時間のことが等閑にされ、また年少者の成長にとって最も基礎的な意味をもつ遊びと啓蒙の機会とを含む余暇の指導について、なおおくれるようなことがあつてはならないと思ふのであります。明るく健康な余暇生活は、まず年少労働者からすすめられたいものであります。

私たちはこの運動に際して、もう一度自分たちの住む地域の年少労働者のことを考え、中小企業のなかに一人でも不幸な少年をおくことがないよう、そしてまた明るい健康な余暇生活についておしみなく少年たちが楽しむことができるように、これらのための有志活動をいっそう力強く、すすめるものでありたいと願っています。



働く年少者の余暇の問題

大浜 英子

いったい余暇があるのか

私はこの題をあたらえて、働く少年に余暇があるかどうかということが、一番さきに考えられた。私は、いま、労働省婦人少年局年少労働課の募集した、「働く少年少女の作文」三百編ちかくをよみ終ったばかりである。生々しい働く少年少女の声が目と心にのこっている。朝めざまし時計でおきる。新聞配達にゆくもの、牛乳配達をするもの、工場にゆくもの。住

みこみなら、それぞれ掃除や、かまどのたきつけなど、朝の太陽をみるのは、一仕事したあと、それからその日一日がはじまる。その日の仕事は、太陽の没するまで、続いて定時制高校にゆく。帰って空腹をみたし、身をつねりなが

ら勉強。どうかすると、本の上にそのまま眠ってしまふ。いったいどこに余暇があるのだろうか。強い言葉は余暇とは、学校にいつて勉強することそれ自体ではなからうか。

その一、二の例をあげてみよう。ある定時制高校三年の少年は、朝四時におきる。牛乳の配達をし、そのあと新聞をくばる。うちに帰って朝食をすまし、すぐリヤカーで、こんどは大量の牛乳を小売店に持ってゆく。それがすむと、出前持になって、注文の昼食を届ける。そのあいまに自分の昼食をとり、午後は、牛乳工場で空びんの整理、つづいて午後の分の牛乳配達、それから学校にゆく。学校では眠ってしまつて、眼がさめるときは授業の終わったときだというのである。

また、母を助けて農家の仕事に働いている娘は、一日の農仕事を早めに切り上げて定時制高校にゆくのだが、何がほしいかといわれたら、「眠り」だと答えると言っている。

空腹とねむいこと。この二つが働く少年たちの何よりの敵、ある少年はアムモニヤ水を持っていて、ねむいときは鼻先につきつけてかきながらねむけをさまして勉強するといっている。だが、これも慣れるとねむけをさますことができず、寝入ってしまうというのである。

十分でも、二十分でも、仕事のあいまに、または配達の間で、英語を暗記するという街で働く少年たち、数学を解こうと棒切れで土の上に数字を書く農村で働く少年たち、かれら、かの女らは生理的の必要にも満たない時間しか

眠らず、勉強、勉強と自分にムチうつているのである。

これが、すべての働く少年たちの実状ではないだろうが、それにしても、余暇のなさに、これでよいのかと思わなければならない。

余暇があつても

さて、すこし方向をかえよう。私はこんな話を聞いた。イギリスの話だが、十月には総選挙が行なわれるのだそうだが、その選挙めあての政策の宣伝に、余暇の利用、あるいは生活のための余暇のちがひなどが、とりあげられているという。働くことだけが人間の主な目的ではないので、余暇をどう使うか。国立の劇場をもつとつくるとか、映画をどうするとか、スポーツの施設云々とか、いろいろとりあげられている。そして、その言わんとしているところの大意は、働くものの肉体的欲求のいろいろのこと、さることながら、精神的な欲求をどうのばし、どう処してゆくかというところに、政党がその知恵をしぼって、このような設備をする、こういう劇場をつくらせ、選挙民に訴えようとしているのらしい。

なるほど、完全雇用が実現し、オートメーションが普及されると、ますます労働時間は短くなる。余暇のもてあましというようなことが、ここでは問題になるので、むしろ現実の大きなやみはこれである。国柄のちがひといひ、経済事情、産業形態のちがひといひものの、まことに、眠る時間を削いて、身をつねてや

つと勉強する少年たちと、雲泥の差といわなければならない。

ところで、私は、こんなことを聞いた。このごろ、問屋街にも、小売店街にも、だいたい週休制が実現されている。それで店員たちはそれぞれ休日を楽しんでいるはずなのだが、ある問屋街の店主はこういつて憂いていた。――「従来この街で、店員たちが警察の厄介になるのは、ほんの僅かだった。それが、週休制になったから、警察の世話になる店員は、五倍から七倍にはねあがった。しかも休日にそれがおこる」というのである。警察の厄介といつても、補導をふくんでいるから、それほど気にすることはないとしても、これもこの頃問題の青少年の犯罪につながらないと言えないのである。

店主は言った。スポーツをやりたいと思つても、せまい下町に、運動場はない。ハイキングといつても、満員電車であふれるばかり。結局、それぞれ盛り場をブラつく。ブラつければ、ふところも淋しく、飲食店のウィンドウは食欲をそそる。フットした出来心があやまちに誘ひこむこととなる実状だといふのである。ある店員は、お金を使ってしまうからと、休日にも部屋にいる。ゴロゴロしていつて結局得ることなく、休日もなやみの種だといふ。

考えてみると結局のところ、余暇は、この場合、無計画のため、または利用する施設のないため、害はあつても益のない結果を生んでいるとも言えないことはない。余暇政策が選挙スロガンとなるのは、なるほどと肯ける。

余暇と学校

さて、働く少年の余暇は、何といつても学校と切り離せない。学校にゆくために余暇を利用するというのが一番多い。定時制にゆけるからというので、少年には重すぎる労働も、やすい賃金にも甘んじている。空腹も、ねむりも、学校にゆくという希望の前に、克服している。もしこの希望がなければ、少年にはただ、あきらめがあるのみ。貧乏の重みにうちひしがれるのみである。十分伸びきらない体と心に、自らがムチうつて、勉強にはげむのも、将来への希望につながるからである。

考えてみるのに、昼間の学校にいつている少年たちは、学校の休日、あるいは学校の放課後が余暇である。だのに、働く少年たちの余暇は、学校にゆくことそれ自体である。みかたによつては、余暇そのものが、一番大事な時で、身心をのび育ててゆく大事な時だといえる。したがって、学校にいる夜の三時間なり、四時間なりが、最も有効な、最もたのしい、最もはつらつとした時間ではないならぬ。

ところが、定時制には、いろいろの問題があつて、定時制の学生の不満は大きい。たとえば、就職に差別をひどくつけられるとか、親身になつてくれる先生がいないとか、または、照明や給食の設備がないとか、など。昼間のくたくたにつかれた体を、勉強にはげむことの努力は、なみなみなないのに、卒業してみれば、定時制であるがために、思うように就職もでき

ず、また差別的のとりあつかいを受けるのである、全く立つ瀬がない。

もともと定時制を認めたのは、向学心を持つ働く少年のために、教育の機会均等を保証するためのものであった。したがって、かりそめにもこれを軽視することはないはずだが、とかく社会は、区別したがり、まじめに学ぶ少年たちの向上の気持を、くみとらない場合がしばしばである。

このことは、時として働く少年に希望を失わせることがある。ある少女だが、家庭の事情で、中学を中退、定時制になり、さらに高校と進み、いよいよ来年の卒業期を迎え、就職ということになったが、うまくゆかない。結局、就職をあきらめるよりほかに、むしろ収入さえ多ければという考えになって、なかば自暴自棄で酒場につとめ、それきり姿をくらましてしまったのがある。努力が報いられず、希望ももてなくなつたとき、思わぬ不幸の道にとびこまることがあるが、むしろこれは社会の責任、大人の心なさと言えないこともない。このような例をあげれば限りのないことである。

こんなことを考えるとき、向学心にもえる働く少年の余暇は、学校に全部そそこまれると言つてよいので、この意味で、定時制に限らず、学び得るところについて、もっと新しい道をひらき、学びたい少年の希望がうちひしがれない受入れの手を社会が暖かくさしのべたいものである。

余暇は自分の時間とせよ

おわりに、私は余暇について考えたい。働く少年に余暇がないことは、はじめにふれたが、その少年を働かせている雇主または親たちに、余暇がない。自分が余暇を全くもたないのだから、他人にも余暇をあたえることを知らないし、どう余暇を使うかも考えてもみない。こゝに中小企業、家庭労働に働く少年の場合は、基準法で、何時間以上働くなどといひ、一日に何時間あるいは週に一回、または月に三回の休みをあてえよといったところで、休みだけをあたえても、周囲は一向に平生と同じで、忙しくしていれば、休みをもらつたとして、無に等しい。

ことに、日本の生活は、とかく私的生活の自由を尊重することがないので、たとえ余暇を自分の自由時間として、趣味に、研究に、勉強に計画しても、他から犯され、あるいは心ならずも、つきつと称して行動をともにしなければならぬ破目になりやすい。このような環境の中で、余暇の利用は、よほど自己というものをしっかり持っていないとむずかしい。働く少年の余暇の利用も、遊び場や、学校の施設の問題と共に、その私的生活の自由をみとめることにも、十分意を用いねばならないし、同時にすべての人が余暇をもつて、その余暇が私的生活の自由の領域とならねばならない。選挙スロガンに余暇がとりあげられることは、早急に望めないにしても、この問題は、もうすこしひろく世の関心をよびおこさねばならないのではあるまいか。



中小企業に働く 年少者の福祉について

山崎 武敏

一 中小企業の経済構造と年少労働者

「中小企業」という言葉は、なんとなく暗い感じのする一面を持っています。経済の二重構造問題をはじめ、生産・販売の仕組みなど、それをみても大企業と比べ大きな違いがあります。従業員一人当りの固定資産の割合を製造業についてみると、資本金二百万円未満は十萬一千円、同二百万円から四百九十九万九千九百九十九円、同五百万円から九百九十九万九千九百九十九円、同一千万円から四千万九千九百九十九円、同四千万から九千九百九十九万九千九百九十九円、同一億円以上は八十九万七千円となっています。

資本金五千万円未満を中小企業と考えた場合、一人当りの有形固定資産額は大企業に比べ、きわめて少ないことが分かります。それも資本

金二百万円未満の零細企業において特にいちじるしい傾向が出ています。これは何を意味するのでしょうか。中小企業に働いている人々の労働内容がどのようなものであるかを示しているのです。

第二次産業革命といわれるオートメーションによる生産は、人間の肉体的労働の必要性を皆無に近い形で一掃してしまいました。そうした近代化された工場では労働とは知能労働だけに限定されるような方向にあります。これに対し中小企業は機械による生産手段が劣っているため、生産の多くの部分を労働に依存することに頼ります。知能よりも肉体的労働に依るばかりではない面が多いことを意味しています。大企業と中小企業では生産工程面における労働の質が大きく違っているのです。この結果、労働情勢に占める年少者の地位に大きな変化を生じてい

ます。つまり大企業では高度の知能労働を必要とする結果、従業員の多くは高校卒業以上の学歴を要請されているのに対し、中小企業では中卒を要請するといふいづる対照的な現象がでてきているわけです。そのためこの数年間の年少労働者の比率は中小企業が圧倒的に大きな比重を占めるようになっていきました。働く年少者の問題と中小企業問題が不可分の関係にあることは、経済の仕組みの面からも十分推察することが出来ます。中卒だけで職につくものの大部分が中小企業に肉体的労働源として送り込まれているという事実を無視することはできません。

しかも一人当りの生産性が大企業と比べ、いちじるしい較差があるため、賃金面でも大きな違いがでてきます。労働省調査の定期給与の規模別較差表をみると、三十人以上の企業を一〇〇とした場合五人以下は六七・二、一人以下は四一・六となっています。これを三百人以上の大企業を一〇〇として考えた場合、一人以下四人の零細企業では三分の一以下の賃金になってしまいます。中小企業の労働者がいかに低賃金にあまんと働かねばならないかを示しています。一方経営主としては従業員の賃金を引上げることがむずかしい面があります。一人当りの生産性が低いことは当然、賃金構成の面にもそのシワがくることがあります。そのため、定期昇給制度の確立がむずかしくなります。この結果、従業員の定着性が薄くなり、転々と職を変えて歩く労働者があふることになり

ます。中小企業に働く年少者の問題を考える場合は、以上の経済構造の面に占める中小企業労働の特殊性を十分理解した上で問題と取組むことが大切です。そうした基本的な問題を抜きにして、年少労働者の福祉問題を考えても、それはナンセンスということになりそうです。

まず年少労働者の福祉を考える場合は、労働条件の改善に手を差しのべることが大切です。労働時間・賃金・休日制についてもと根本的な施策が打ち立てられなければなりません。ところが現在の中小企業の経営実態からみて大企業並みに労働条件の改善が実施できないところに問題があります。中小企業主だけの責任に帰せられない面があります。そうした経営が成立している限り、その企業を日本の経済が必要としているわけです。必要性があるからこそ存在しているのだと考えるべきです。現在、労働省では最低賃金法をつくって、盛んに最低賃金制の完全実施に向かって努力しています。ところが、最近労働省やその下部組織で指導しているように、中学卒の最低賃金を商店の場合で、十一時間拘束で月間七千円以上にしようとする場合には、かなり問題があるようです。東京都内の商店ですら、入店早々の店員に七千円はとでも払い切れないというのが実情のようです。もちろん銀座・新宿・上野・渋谷などの繁華街の生産性の高い地域の商店では、このような要請を十分受入れることができるでしょうが、全国百五十万の小売店のうち、果たして何軒が最低賃金に関する労働省のラインを確保することが

できるでしょうか。

こうした最低賃金制をむりに進めることは、年少労働者の職場を狭める結果になりかねないのが実情です。地方の商店では、中卒者を月に二千元から三千円程度の給料で使っているところが多いです。ところが、そうした商店主は最低賃金を月に六千円なり五千円以上にせよと命令したらどうなるでしょうか。一日の売上げが五千円や六千円の店ではとても店員はおけないということになります。ところが商店の場合一人以下四人以下の零細企業に勤める店員の数はきわめて多いのです。最賃法を機械的に実施した場合、数十万人あるいは百万人以上の中小企業に勤める従業員が職を失う恐れがあります。日本経済の二重構造が持っている宿命を背負わされてとばとばと人生行路を歩いているのが、年少労働者の現実です。日本をよりよい国にするためには、日本経済の持っている構造上のヒズミを十年なり、二十年かかって徐々に改善していく以外に途はないと思います。生産性の低い企業を一人前の企業に体質改善してやるのが、年少労働者の福祉向上の第一歩でなくてはならないといえましょう。

しかし、そうした理想論をどんなにきくと説明したところで「今日」の役には立ちません。それでは「今日」の問題としての「中小企業に働く年少者の福祉」を考えてみることにしましょう。

二 どのようにして福祉を高めるか

まず第一は、定休制の実施です。現在、工場は比較的週休制が守られているようですが、中小商店は月一回の定休制がやっと全国的に付属いたというのが現状です。この一回の定休制も実施に踏み切る前はいろいろ問題があったようですが、いざ踏み切ってみると、それほど売上げも落ちないし、店主自らが定休制の恩恵で、はじめて人間らしい生活ができるようになったという面すらあるようです。この経験からみても、月二回の定休制はそれほど困難ではないと思います。

こうして一日ずつ定休日をおよび、二、三年後は百貨店並みに小売店でも週休制を実施する方向に持っていくことができるでしょう。一挙に週休制がむずかしいというのは長年の慣習で、消費者そのものが、現在の商店経営、つまり年中無休の商店というものをもとに生活しているため、商店だけの立場から週休制を実施するといふわけにはいかない面があるのです。消費者の生活態度が商店の一斉休業に慣れることが何より大切なことです。それには電気冷蔵庫の普及とか腐敗しにくい加工食品の普及が前提になるわけで、一朝一夕にしてそうした消費者の生活革命を起こすわけにはいきません。こうした意味からも完全週休制の実施は二、三年後を目標にするのが妥当です。

第二は、定休日があふるに従って、工員なり店員の休日の利用の仕方が問題になります。開



年少労働者はこんな 意見をもっている

作文にみる
職場の人間関係
についての提言

働く人にとって大切なことは、それぞ
れの職場での、人とのつながりです。こ
の関係がよくいっているかどうかによっ
て、その職場が明るく楽しい、そして
働きやすい職場ともなるものです。
同じ職場に働く者の、お互いの
むすびつきがなく、互いに
いがみ合い、反目し合
っているのは職場の
少の欠点があっても、志気と労働意欲と
が高まって仕事の能率も向上するもので
す。特に年少労働者にとって、職場の人
とのつながりはもっとも重要なことで、
成長期にある年少者を円満な職業人とし
て育成していくためには、大切なことは
いうまでもありません。

工場・会社をはじめ、中小企業の事業
所・商店等にいたるまで、職場には、職
長・係長・課長・社長、あるいは店主や
家族、または先輩や同僚などという、い
ろいろな人とのつながりがあります。

そこで、職場で年少者は、このような
人とのつながりを、どのようにみている
か、また、これによって起こる問題を解
決するためにどのような努力をしている
か、そして、たのしい明るい職場の人と
のつながりに、どんな工夫をしているか
——そこで、本年度募集した「働く少年
少女の生活文」のうちから、グループで
書いたもの「職場の明るい人とのつなが
りをつくるために、どんなことをしたら
よいか」という課題によせられた作文を

分析しながら、年少者の声を紹介しまし
よう。

一、使用者や上役にきいてほしいこと
○店の経営者、雇用者や家族のものが明
るくなければ、店全体が暗くなるもの
である。つまり雇用者の性格の明るさは、
働く人に反映するものであるから、明
るい態度で接してほしい。

○仕事はじめの朝のあいさつを元気づけ
る、気持ちよく答えてもらえると、一
日の仕事に活気が湧いてくる。

○仕事を教えてくれるときは、偏見のな
い指導方法をやめ、中立的な指導方法で
教えてほしい。

○失敗したとき、自分の不注意をあやま
った場合に、あまい返事を、「素直
に見下したような態度をする」「素直
にあやまった時には許す態度がほしい。
くれるような情のある態度がほしい。

○上司が、自分達の提案に耳を傾けてく
れないと、労働意欲を失ってしまう。

○仕事のこと、見習(年少者)の言い
方が正しくても、ばかにして相手にし
てくれない。だから仕事は面白くない。

○店主や家族の機嫌が悪いとき、店員に
当たり散らすことがあるが、店員の身に
もなってもらいたい。

○政治や選挙の話をする、選挙権もな
いのとか、むずかしい話はわから
ない、野球や映画の話の方がいい」と
か言って、年少者である自分達を一人
前にあつかってほしい。

二、先輩におねがいしたいこと
○男女の交際について、先輩は温かい目

放蕩が先行して、ふところあいを考えずに金
をつかってしまうような事例がふえるにつれ
て、生活が荒れてくるようになります。犯罪事
件にまで発展しないまでも、開業資金などに対
する備蓄ができなくなり、定体制が実施され
ばかりに一生懸命で暮らさなければならぬ
人がふえるでしょう。「二宮金次郎」的の勤
勉貯蓄はいけません。もっと人間的な生活をし
て、生活をエンジョイすべきだ」といってみて
も、年少労働者が置かれている社会的、家庭
的、経済的環境からみればそれは無理というも
うです。やはり、十年か二十年後の独立を夢み
て貯蓄することが、人生をより豊かなものにす
る原動力になります。とすると工場や店員にと
っては定休日ほどやっかいなものはないとい
うことになります。ほとぼるる青春をどうして自
制するかが問題になるのです。そこで商店街単
位、あるいは地区単位で、定休日の活用方法を
考えることが大切になります。

現在多くの商店街では野球・ハイキングなど
健全な娯楽に力を入れているようですが、金がか
からないで、しかも楽しい雰囲気をつくるよう
にすることが第一です。中小企業のうちでも中
企業では一企業単位で、野球部・卓球部・生花
部・書道部、絵画部などを設け、それぞれの趣
味を生かして定休日を楽しく過ごしている企業
が多くあります。こうした企業では、会社側か
らそれぞれ財政的な援助があるところが多く、
それだけに労使関係がうまくいき、従業員も希
望に燃えています。ところが零細企業では、ど

うしても一企業単位ではそうした活動はむずか
しい面があります。そこで、どうしても商店街
なり、工業組合なり、市町村役所などが中心に
なつて、年少者が休日健全な娯楽で過ごすよう
に指導することが必要になるわけです。

第三は、年少者の福祉増進のための共同施設
の完備が問題になります。最近東京都内ではじ
め地方の有力商店街では店員の共同宿舎、共同
娯楽場の建設が進んでいます。共同宿舎は武蔵
小山商店街・合羽橋商店街・新宿専門商店会・北
千住サービス会など各地の商店街で、それぞ
れ独特の構想の下に建設の準備が行なわれてい
ます。この共同宿舎による利点としては①食事
代が比較的安くつくこと ②二十四時間中、店
主と一緒にいなくてもすみ、勤務時間以外は自
分の時間としてのびのび生活できること ③共
同宿舎の中に娯楽施設を置くことによつて、よ
り広く交友関係を保つことができ、社会人とし
ての基礎ができること ④異なった業種の商店
や工場に勤める者が集まり、それぞれの立場か
ら共同研究ができることなど住込工員や店員で
は味うことのできない多くの利点があります。

また共同娯楽場としては、蒲田西口商店連合
会などで最近建設した卓球場・図書室・生花研
究室・マージャン室などがあります。こうした
施設は共同宿舎を持たない商店街としてはぜひ
必要な施設となるでしょう。

第四は、東京都商店街連合会などで行なつて
いる店員手帳などの制度です。この店員手帳を
持っている、映画館の割引入場ができること

か、加盟店から全商品を割引で買えることが
できるなどの特典が与えられるような仕組みに
することによつて、店員としての自覚が高ま
るとともに、経済的にも効果があるという利点
があります。もちろん、この店員手帳制度は加
盟店や映画館の協力がなければできませんが、
全国の商店主が一体になってやれば、かなりの
効果が期待できるでしょう。

第五は、店員学校など年少労働者に対する教
養の向上ということです。これは区商連とか、
東京都あるいは道府県などが中心になつて、定
休日その他を利用して、店員学校を開くことで
す。これは一見店員にとっては負担になるよう
に感じますが、これこそ店員の福祉の最重要事
項ではないかと思えます。店員学校・クリーニ
ング学校・大工学校・印刷工業学校など最近学
校ブーム時代を現出していますが、こうした年
少労働者を対象とした学校は中学卒業だけの浅い
教養を補う意味からぜひ必要なことであり、人
間として、社会人としての地位を高めるため
にも、あるいは将来自立自営する場合の素養のた
めにも必要なことと考えます。

以上のように年少労働者の福祉については最
近ようやく経営者の間でもその必要性が認識さ
れ、芽がふいてきた段階です。こうした機運を
より一層盛り上げるためにすべての人が努力す
ることが大切だと思います。と同時に、日本経
済の仕組みについて、体質改善へのメスを入れ
ることを忘れてはならないと思います。

(日本経済新聞社中小企業課長)

でみてもらいたい。

○あいつとして、店じくれないのは淋しい。

○先輩が経験談、失敗談などをしてくれれば、親近感ができて職場の空気がなごやかになるので、いろいろ先輩としての話を聞いてほしい。

○先輩や職人に、会社から私たち（年少者）の名義で金を借りてくれといわれて、これを断ると怒って仲間はずれにする。

○先輩が親しくしてくれれば、先輩にたいして、僕たち未成年者に、煙草やパチンコなどを教えるので、悪いと思いつつも、ついに悪い遊びにこつてやめられなくなる。悪い遊びには誘わないようにしてほしい。

以上の発言は、年少者たちが、先輩に対して、先輩としての経験を生かして、温かさや親しさをもって指導してほしいことが語られています。年少者は、つい年長者である先輩のまねをしたくなるものですから、健全な娯楽に誘ってほしいなど、手きびしい批判の中にも、一方よき理解者であってほしいと希う気持ちがうかがえます。さらに先輩という特権によって、借金等の無理じいをされることも年少者には苦痛のたねのようです。

三、同僚との協力によって

○互いに職場の人を信頼しあうて、自分ではわからないこと、ききたいことがあったらどうして質問して互いに話し合

うようにすること。

○親しいなかにも礼儀ありの気持ちで、互いに親しくなっても、礼儀を態度をくずさないよう努める。

○自分の部屋のことを他の部屋に行っている人からうわさすることは、気分が悪い。やめるべきである。

○他人の短所やいやがらせ、へりくつを言ったり、人のあけあしをとるなど、相手に不快を与えないようにする。

○同僚が、上役や係長と話をすると、仲間同士でしつとる。やめるべきだ。

○話し合う時間がないのだ。みんなどんなことを考えているかわからないので、雇用者に直接たのんで時間をもらうようにする。とよい。

○他の係・課などにいる同僚たちと少しでも接しよくできるように、組合の行事の中に歌唱指導や、フォークダンスなどいれてみる。と思う。

○他課の人と知り合うためには、グループや部に入るか、または組合の行事に努めて参加するようにする。

第十三回

働く年少者の保護運動実施要綱

一、趣旨

近時、中小企業においては、年少労働者の余暇生活を健全にするため、各種の娯楽、娯楽の機会、施設等を設ける機運が高まりつつあるが、このような動きが、地域社会の協力により一層活発に、かつ有効に行われるよう使用者、関係者をはじめ、広く一般社会の理解と協力を求めるため、第十三回「働く年少者の保護運動」を全国的に展開する。

二、目標

年少労働者の余暇生活の健全化を図る。

三、期間

運動周知期間 昭和三十四年十月二十一日から三十一日まで
本運動期間 昭和三十四年十一月一日から十日まで

四、主催

労働省
日本放送協会
日本民間放送連盟

五、後援

法務省、文部省、厚生省、農林省、通商

六、賛助機関、団体

たなければならぬことを強調していま

す。それには一人ぼっちにならないこと、グループや組合行事に参加したりすることによって、同僚の話し合いの機会をつくりだすことにもなるのだと年少者たちはいっています。

四、年少者自身の問題点・反省と協力

○自分自身の将来の希望をよくつかんで働くことが、何より店を明るくすることであり、小さい店の人の心を自然と明るくする。

○社会のために働くという意欲をもつことによつて自然と明るい気持ちになる。

○内気で、限られた人にしか話のきかない人がいるが、これはわがままである。だれにでも当ってゆくべきである。

○きびしく叱られる方が自分のためになることが多い。

○孤独になり勝ちな性格をグループで話し合い、話しノットで口を言えないことを書く、明るい自己をつくることができる。

方賞授賞式

(3)懇談会、研究会等の開催

(4)中小企業に働く年少者のつどい

(5)中小企業（特に商店等）の主婦と話し合う会（年少労働者の余暇生活の必要性、並びに健全な余暇生活に対する心づかい、その他福祉増進に関する問題をとりあげる）

(6)年少労働者福祉員活動モデル地区における研究懇談会（モデル地区における問題点を検討し、当該地域における協力を促進する）

(7)年少労働者福祉員活動モデル地区における研究懇談会（モデル地区における問題点を検討し、当該地域における協力を促進する）

(8)年少労働者福祉員活動モデル地区における研究懇談会（モデル地区における問題点を検討し、当該地域における協力を促進する）

(9)年少労働者福祉員活動モデル地区における研究懇談会（モデル地区における問題点を検討し、当該地域における協力を促進する）

(10)年少労働者福祉員活動モデル地区における研究懇談会（モデル地区における問題点を検討し、当該地域における協力を促進する）

(11)年少労働者福祉員活動モデル地区における研究懇談会（モデル地区における問題点を検討し、当該地域における協力を促進する）

(12)年少労働者福祉員活動モデル地区における研究懇談会（モデル地区における問題点を検討し、当該地域における協力を促進する）

(13)年少労働者福祉員活動モデル地区における研究懇談会（モデル地区における問題点を検討し、当該地域における協力を促進する）

(14)年少労働者福祉員活動モデル地区における研究懇談会（モデル地区における問題点を検討し、当該地域における協力を促進する）

(15)年少労働者福祉員活動モデル地区における研究懇談会（モデル地区における問題点を検討し、当該地域における協力を促進する）

(16)年少労働者福祉員活動モデル地区における研究懇談会（モデル地区における問題点を検討し、当該地域における協力を促進する）

(17)年少労働者福祉員活動モデル地区における研究懇談会（モデル地区における問題点を検討し、当該地域における協力を促進する）

(18)年少労働者福祉員活動モデル地区における研究懇談会（モデル地区における問題点を検討し、当該地域における協力を促進する）

(19)年少労働者福祉員活動モデル地区における研究懇談会（モデル地区における問題点を検討し、当該地域における協力を促進する）

(20)年少労働者福祉員活動モデル地区における研究懇談会（モデル地区における問題点を検討し、当該地域における協力を促進する）

(21)年少労働者福祉員活動モデル地区における研究懇談会（モデル地区における問題点を検討し、当該地域における協力を促進する）

(22)年少労働者福祉員活動モデル地区における研究懇談会（モデル地区における問題点を検討し、当該地域における協力を促進する）

(23)年少労働者福祉員活動モデル地区における研究懇談会（モデル地区における問題点を検討し、当該地域における協力を促進する）

(24)年少労働者福祉員活動モデル地区における研究懇談会（モデル地区における問題点を検討し、当該地域における協力を促進する）

(25)年少労働者福祉員活動モデル地区における研究懇談会（モデル地区における問題点を検討し、当該地域における協力を促進する）

(26)年少労働者福祉員活動モデル地区における研究懇談会（モデル地区における問題点を検討し、当該地域における協力を促進する）

で明るい職場での人とのつき合いを不愉快なものにするのも多いので気を付けるべきだ。

○夜、学校に行っているため、よく思われていなかったが、思いきって話したら了解してくれた。何でも話し合うことだ。

○仕事のことや上役の言うのと、自分のと違っているので、本を読んで確かめたら正しかったことを上役に言ったら、「お前なかなか学があるな」とほめてくれた。

○進んで苦役をやることも必要である。また、サーヴィスも大切である。仕事の暇なときに他の人の自転車みがきもやっている。

○仕事をまわがえたとき、他の人がそのことについてあまり言わないが、むしろ言ってほしい。

○自分の仕事に関心をもつほどに、人の仕事にも関心をもつことである。

○意見をのべる場合、賛成、反対等の意志をはっきりとさせること。

助する。

(1)年少労働者の苦情、意見、要望、その他の提案の機会を設けるよう助言する。

(2)後援、賛助機関、団体の行う事項、労働省及び地方機関の行う行事への協力援助

(3)年少労働者のグループ探訪（報道関係者が、自主的に年少労働者のグループを探訪し、その活動状況、意見、その他使用者等周囲の声を報道する）

(4)各々の機能に応じて左記の事項並びにその他本運動の趣旨に沿った行事を行う。

(5)年少労働者の苦情、意見、要望等の聴取及びこの種の相談機関の常設

(6)年少労働者のための教養講座、各種競技会、運動会、見学、映画観賞等趣味、教養、慰安のつどいの開催

(7)年少労働者のための各種教養、娯楽施設の開放、並びに設備内容の充実

(8)年少労働者の余暇生活の健全化に

関する懇談、研究、並びにその結果に基づく対策の樹立

(9)年少労働者の余暇生活の健全化に

関する懇談、研究、並びにその結果に基づく対策の樹立

(10)年少労働者の余暇生活の健全化に

関する懇談、研究、並びにその結果に基づく対策の樹立

(11)年少労働者の余暇生活の健全化に

関する懇談、研究、並びにその結果に基づく対策の樹立

(12)年少労働者の余暇生活の健全化に

関する懇談、研究、並びにその結果に基づく対策の樹立

(13)年少労働者の余暇生活の健全化に

関する懇談、研究、並びにその結果に基づく対策の樹立

(14)年少労働者の余暇生活の健全化に

関する懇談、研究、並びにその結果に基づく対策の樹立

(15)年少労働者の余暇生活の健全化に

関する懇談、研究、並びにその結果に基づく対策の樹立

(16)年少労働者の余暇生活の健全化に

私は福祉員として働く年少者のために何かよ



新実善一

何よりもまず予算を

最後に一人の福祉員として私が念願する唯一のことは、働く年少者に「生活の喜び」を与えたいということです。伊勢崎マイナークラブのために御指導下さいますようお願いする次第です。(伊勢崎市洋品店主・福祉員)

「伊勢崎マイナークラブ」は十八歳未満を一部会員とし、十八歳以上二十五歳までを二部会員として、現在会員数は二三八名に増加しています。なお、文化教育部、体育レクリエーション部の二部門を設け、文化教育部には、1新聞写真部、2図書文庫部、3コーラス音楽部、4珠算簿記部、5書道ペン習字部、6茶華道、和洋裁部、また体育レクリエーション部には、1陸上部、2テニス、バドミントン部、3卓球部、4バレー部、5野球部、6山岳部等を置き、それぞれ余暇を利用しよく活動しております。既に四月二十日サイクリング高崎観音山参加七八名、五月二十日東京見学会参加一三名、八月妙義山登山参加五五名等を実行し、将来の計画も相当なものようです。福祉員はつねにこれらの企画に対する助言や会の運営のための資金援助等、最善を尽しております。



福社員の願

群馬と東京から

働く年少者に

生活の喜びを

相沢 伝

労働問題が民主主義発展の過程で最も重要なウエイトを占めているということがたれにもよく理解されながら戦後十年余を経た今日でも、この問題から忘れられ、取残された気の毒な数多くの商店勤務の年少労働者のあったことに人々はなぜ気付かなかつたのでしょうか。あるいは意識的に目を覆っていたのかもしれませんが、長い伝統から労使双方とも肯定していた徒弟制度、従属になれた労働者、労務管理に無智な経営者、さらに中小企業の事業不振のしわ寄せ等、重なる悪条件のもとで容易に改善されない状態にあったことも事実です。しかし、この陽の当たらない場所をこのまま放置してよいものでしょうか。伊勢崎の商店街でも進歩的な経営者はひそかに憂慮し解決の方途を見出したいと考えていたのです。それは年少労働者の問題であるばかりでなく、零細業者としての自らの問題でもあるからです。

当時店員の休暇は営業を休まず、店を開いたまま内部で交代制で実施していたのですが、商店連盟と商工会議所の決議で交代制休暇の外に毎月二十日を定休日とし、全市一せいに閉店休業を実行し店員を安心して休ませることにしました。これだけでも大きな進歩だったと思えます。また一方、当時、労働省により年少労働者福祉員制度が促進され、伊勢崎地区にも二十九名の福祉員が設置されました。そして、この福祉員の間でもレクリエーションや余暇善用教育訓練の問題など、具体的な施策を研究し、善処したいと考えていた折、たまたま群馬県婦人少年室及び伊勢崎商工会議所主催の年少者福祉増進懇談会が開催されましたので、これを契機として働く年少者の保護運動が急激にもりあがってまいりました。その席上、馬島婦人少年室長や伊勢崎連合会婦人会の美原会長から労務管理の問題、健康管理、余暇善用、教育訓練の問題など種々の示唆を与えていただいたことが、前進へ踏切る大きな原動力となりました。

その懇談会の決議で、働く年少者の集い「マイナークラブ」を創ろうということになったのは得難い大きな収穫でした。それには年齢の相違も比較的少なく、しかも経営者と従業員との中間的な存在である青年会議の諸君に結成を依頼することが最も適当であるということになりました。幸い青年会議所の諸君も進んで引受けて下さったので、始めて働く年少者の集い「伊勢崎マイナークラブ」の発足が公けに取り上げられたのでした。

いことを、と常日頃考えているのですが、先日

十月号の「文芸春秋」を見ましたら、「明日の産業、昨日の産業」という欄で「退職金はいくらか」という見出しが目についたので、興味を引かれて読んでみました。——「おどろきまし

たね。うちの会社の者が就職希望の学生たちに会社の実情を説明に行ったら、いきなり「退職金はいくらくれるんですか」と質問されたそう

です。われわれが就職するころはそんなこと考えてもみなかったけど、と野村証券の前川調査部長が感心したような顔つきでこう語っていた。——と出ているのです。

私もこの記事を見て驚きました。時代は常に進歩しており、私もおくれないうちに平素勉強しているのです。

思います。

福祉員としての仕事は、これらのただ何んとなく親が行けと云ったから、先生がここが好いと云ったから、初任給が高いくから、退職金が多いくから、等々物質面からだけの考えで上京してきている年少少女に、心の支柱を与えることに努力することではなからうかとしみじみ思うのです。

たとえば、公休日に終日十分にたのしく遊ぶように映画館の割引切符のあつ旋をするとか、組合事務所や、広い家などを利用して、親の家を造り、読書・スポーツ・生花・裁縫などの講習をしたり、ホールにテレビ等を設置して余暇の時間をゆとりよく楽しめるようにしたりして、余暇善用の問題を福祉員として、大方の協力をもって実行してゆくべきだと、大いにはりきっています。そして、現在、若干実行に移しておりますが、大会社、大工場と違って、中小企業の中でも小企業の多い我々の街では、予算の面でいつも、「がつん」と行き詰ってしま

うのです。

しかし、私の組合では、不完全ながら現在組合の事務所を利用して、階上の会議室を店員・工員のホールとし、図書も三百冊くらい揃えてあります。その外、書盤・将棋盤等も設備して、公休日に映画(三割引券配付)を見たり、野球をやったりした後の時間を、ここでゆとり手足を伸ばして過ごす、一日の休みを満喫してもらって、また明日の活動に供えてもらっています。伊勢崎マイナークラブ

働く年少者のグループ訪問



クラブのクリスマスパーティーで合唱する年少者たち

まずよりあいの場を

鹿兒島市マイナークラブを訪ねて

春野かつ子

街を歩いているとき、たまに工事現場に緑十字の安全旗がひるがえっているのを見ながら、「あ、マイナークラブの旗だ」とか、鹿兒島市マイナークラブの旗が、この話のように基盤法より先にマイナークラブが存在するというような少年も含まれている。

そもそも昭和二十七年、婦人少年室と鹿兒島監督署との指導で発足したのだが、なにしろ資格が十八歳未満という条件だったので、会員の新旧交替がはげしく、一時活動らしい活動もできないで、名目だけだったこともある。それを、昭和三十三年の年少労働者保護大会を期に、年少者一人一人では、何もできないのだから、皆で団結しよう、そして、名実共に充実した会に育てようという声で、年少者たち自身の中に強く起る、再興の機がもたらされたことである。

今度は、会員資格を二十歳まで引き上げたこと、それから鹿兒島市内の商店街の定時制が一応軌道に乗ったこと、マイナークラブが制定されたこと、年少労働者映画制作制度が実現したこと等々から、運営にも力が入り、再興以来十か月、毎月順調に例会を持ち、日増しに会員相互の親睦も深まってきている。いま

その足跡を二つ追ってみると、マイナークラブの設置、教養講座、映画教室等の開催、マイナークラブの発行、四季それぞれのレクリエーション等々、盛り沢山である。しかしながら、自主的活動が盛んになるにつれて、悩みもまた次第に固定化してゆく感があり、役員は対策に頭を悩ませている。

まず第一に、会場のよりどころとなる場所がないことである。今のところは、婦人少年室を根拠として連絡し合っているが、不安定で、しかも地域的に広く散らばっている多くの会員を夜間集めることとなると、なにかいい場所はないか、という問題が、例年の集まりを悪くし、いらない連絡もスムーズにいかなくなる。こうして話し合うチャンスがなくなる。こうして、クラブのありかたを運営面に懸念がもたらされている。まず第一に例会で集めることになっていく。会費（月三十円）が思うように集まらない。会費が集まらなければ、会は成り立たない。……というふうな、全くの悪循環に陥る危険がある。

これを打開するためには「会員一人一人がマイナークラブの本質をつかみ、組織を育てなければならぬ」と、さすに役員たちは自覚している。それだけに役員たちは自身、昼間は一生懸命働き、夜はたいして学校に通うという過激な生活の中から、寸暇を削いでガリガリ、気

兼ねしながら電話をかけ、店の配達の間、走り回り、とにかく会を守り育ててきた努力は、涙ぐましいものがある。だが彼らの力だけでは、どうしても打開できない壁があるのだから。

去る八月十八日の夜、鹿兒島市の平和市長を招いて、「マイナークラブの声を聞いてもらおう会」を持った。これは、彼ら自身が外部へ働きかけた第一回の試みであった。その会でもっとも強調されたことは、やはり、マイナークラブの事務所の件、「休日など、誰でも集まって、合場所を、どんな小さな部屋でもよい、机一つイス一つ置いて、文庫の体を並べ、自分の家に帰ったように気楽につるける部屋を」ということであった。それから、できれば皆が一斉に休める週休制が欲しいということ、公のスポーツ設備が欲しいということ、これらの問題について平和市長は十分に気配りした。理解を示したので、大分マイナークラブも元気づいたが、なにしろ名にしおう貧乏どころのことであるから、ひとつひとつの実現には、なお、日時と、会員の努力の結果を要することだろう。

このクラブは、勿論いろいろの意味で婦人少年室の子供と異なる。婦人少年室の書棚の上にはマイナークラブの移動箱が四つ積み上げられている。始め二、三冊で出た文庫も、いろいろの人の寄贈で今では百五十冊近くになった。六月末から例

ひまなし会・なにわ会

石川青年クラブの近況

大阪婦人少年室

すみなれた故郷をはなれて、異郷の地、大阪の中心企業に働く年少者たちが、約十万人、これらのはたらく年少者の間に、いま、グループ活動が活発におこなわれている。最近できたものや、目下結成中のものを、入れて、約十五、六、みな、あかるく希望をもつために、若い同志で、手をつなぎあおうと、真剣に考えた人たちが、心と心のとけあった、兄弟のようなつながりから、自主的にできたグループばかりである。このうち、二、三とりあげて紹介してみよう。

ひまなし会

「創立以来、はじめてのキャンプ、全員無事に帰りました。運悪く、台風六号の影響で、天候には恵まれず、七日を除いて、八、九日も雨でした。しかし、嵐山の奥深く、保津川の流れる下に、十一人の全員が、楽しく過ごしました。」

これは八月末頃、働く若人の会、ひまなし会、長梅田幸男君から、大阪婦人少年室へよせられた手紙の一節である。梅田幸男君は、昨年、働く年少少女の

生活文に応募し、見事に労働大臣賞をもらった少年で、今年になって「自分たちを真に理解する者は、自分たち自身である。」と書き、働く若人によびかけて、ひまなし会を結成した。今年二月八日に会則を定め、三月十五日役員選挙をおこない、三月二十二日名称を決定し、発足に至った。会員名簿のはじめに、会の趣旨として、こう記されている。「この会は、働く若人の集まりである。境遇を世代を共にした働く若人が、共に語り、相談する。そして楽しむ。こういう目的でこの会は発足した。」

この趣旨にそって、会は結成以来まだ日浅いにもかかわらず、ときには若い人の自殺や恋愛についての座談会をひらき、「恋と恋愛は違う」とか、恋愛と結婚は別だなどと、自由な発言をたのしみ、ときにはハイキングをして親睦をはかるなど、活発に活動をつづけている。

なにわ会

本誌しきすき去年一月十七日、大阪城の入口にあつた数人の青年が、発起人となってできたなにわ会。すでに、いまでは会員も二五〇人を超える、大世帯となっているが、当時は、その数

人が、それぞれ友だちに手紙をかわして、人をあつめ、ようやく東区谷町の妙法寺で発会式をしたときは、まだ三十数人であった。はじめは、中心になった現会長青山啓次君や、現文化部長の水井昇一君の通信教育の友だちの集まりであったのが、いまでは、働く若人が、正員さんも、店員さんも、看護婦さんも、女中さんも、そして、出身も北は北海道、南は奄美大島のひろい範囲にわたって、会をつくりあげている。活動は、機関誌「なにわ」の発行、月二回の定例会をひらくほか、文化部・コーラス部、体育部・写真部など六つの部があり、部ごとにレクリエーションや催しも行っている。

八月の末に、体育部に野球部をつくりたいという声をきいた。ある会員の雇用主が、ユニホームほか野球用具一式をととのえてくれた。部員はもちろんだが、だいたいが、あくまで自分たちの力でやっでいこうという会の趣旨からして、寄付は遠慮し、費用を一時たてかえてもらい、一、二年のうちに、毎月返していこうと、目下張切っている。

石川青年クラブ

「私たちは石川県出身の青少年としての自覚をもって、正しい道を力強くすすむと共に、お互いの親睦を保つために、ここに石川青年クラブを結成して活動することを、宣言致します。」

働く年少者にあかるく健康な余暇生活を

中小企業の発展の原動力はよい従業員

あなたの使っている年少者が、明るく健康に成長し、人びとに好感を与えるとき、あなたの事業は一層繁栄することでしょう。

ところで年少者をよい従業員に育てるにはただ働くだけの生活からは、明るい態度も、仕事への意欲もありません。仕事の疲れをいやし、気分を一新させるよう、ぎまった余暇を与えましょう。

さらに考えたいことは、よい余暇の使い方。体育も心も成人になろうとしているときです。スポーツで体をきたえ、読書や社会見学で知識を高め、よい交友で、社会生活の作法を学ばせましょう。

中小企業では、人手も資金も足りないから、余暇のことまで手がまわらない。といわれていますが、個々の事業でできないことも地域社会で協力すれば一斉休業や週休制が実施できたように、協同組合や商店会の話し合いで、合同のレクリエーションを計画したり、各種の講習会や見学の機会が作れるでしょう。

ちょっとしたいい場所を設けて、将棋・ラジオ・図書など備えることも協同でやれば容易です。

このように、働く年少者のために協同で余暇利用の機会や施設を設けようとする場合は、年少労働者福祉員をきめて、この人に中心になって世話をしようという効果的です。

年少労働者福祉員とは、地域の業者の中から選ばれて傘下の事業所に働く年少者の協同の福祉のために働く人で、現在、その活動を期待されている福祉員は全国で次第にふえてきています。

協力の結果こんなことが
○野球大会の開催——商工会ごとにチームを結成し親睦試合をたのしんでいるところがあります。使用者は学校などに交渉して練習場の獲得に協力したり、試合のとき応援団をつとめるなど年少者からよるとばれています。

○店員センターの設置——商店会館の一室に設け、趣味のつどいや、けいこごとの会場にあてると、図書・レコードなども備えて店員さんの自由な交友や休息の場を提供している商店会もあります。

○講習会の開催——商店組合で傘下の商店から希望者を集め、近くのデパートの中堅幹部を講師に招いて、話し方、応待のしかた、包装のしかた、などの講習会を開き、大変よくばれたところもあります。

このほか、それぞれの事情に応じて、いろいろな方法があるでしょう。このようなことについての相談はいつでもお気軽に

近くの「婦人少年室」へ

—労働省婦人少年局リーフレットより—



これも日本一の生産額と言われます。麦も稲草も、西瓜・胡麻・栗も、数えあげればきりがないうる多種類で、しかもその生産量は莫大です。本県の就労人口の六三％は、この農業生産に専念しているのですから。

一面の稲田は今年も五年続きの豊作が伝えられて、九月の声を前に早稲はもう刈入れが始まっています。笠の下にのぞかせた白い手拭と紺紺の作業衣もかいがいしく立ち働く婦人の姿がどここの田畑にも見られます。県内の農業労働力（昭和三〇年国勢調査）は、ざっと六〇万人、そのうち男子二八万人、女子三二万人となつています。このように本県の農業生産には女子の力が大きな役割を果たしているわけですね。

他県から視察に来た人達からも、茨城の農村婦人はよく働く」という言葉をききますが、これはお世辞ではありませぬ。特に働き手の「鹿島女」の名は、有名です。これは鹿島神宮で知られた鹿島町を中心とした季節労働者の事ですが、今は鹿島郡から隣の郡にまで働きに出ています。農作業の中でも骨の折れる田植え・稲刈を主とする労働です。

関東平野にただ一つ、美しく神秘的な姿を見せる筑波山と、豊かな水をたたえて給のようには帆曳船の走る湖が浦は、茨城を象徴し、県民の心を捉えてはなさないように思われます。この山を回るぼろろ大な畑地の面積は十三万ヘクタール、湖が浦を望んで早稲米で名高い水郷教育地を中心に、県内の田地は九万ヘクタールを超えています。この茨城の風土から第一に挙げられるのは農業生産でしょう。

かつて空襲の激しかったあの頃、茨城一帯という甘藷の名は全国に知られ、食料対策の中で重要な給源として、渴望されたなつかしい名前です。そのほかにも、白菜、四三三万貫、柿一三、〇〇〇貫、陸稲二七五、五〇〇石、い

近年農業技術の改革から、早稲米は四月の下旬には田植えが始まり、六月頃まで各地の田植に移動して働くので、最近では移動労働者の名で呼んでいます。受入地は県内では最も早い稲刈方面を中心に、水郷で知られた東村などです。こうして

一年に二回も三回も、田植と稲刈に働く鹿島女の労働は大変なことですね。鹿島郡の鹿島町に安定期の紹介数をみますと、今年の田植期には一、六〇三人（男二六三人、女一、三四〇人）の秋の稲刈には八月三十日現在、八四四人が決まりました。うですが、稲刈就職を入れると毎期三、〇〇〇人は下るまいという事です。もつともこの鹿島女は前記のように二、三男の青年や毛深い壮年の男子も含めた移動労働者のことを「鹿島女」のやさしい名称で呼ばれているのだそう、ここでは男の人も鹿島女なみによく働く（？）ことが認められてのことなのでしょう。

受入側の〇〇農業移動労働者協同組合という長い名前と〇〇農業安定期所連記の各農家に配布した条件内容をみてみましよう。

○給料……日給四五〇円、働いた日分を本人にお払い下さい。

○時間……朝大五時より夕方七時頃までとし、この間二時間の休憩を与えて下さい。

○仕事……中傷……病氣や怪我をした時は直ちに医療を受けさせて下さい。○食事……重労働で疲れますから家族同様栄養価に注意して下さい。生水はなるべく飲ませないで下さい。○帰郷又は移動……途中の時間を見て、弁当を持たせて下さい。帰りの旅費は給料に含んでおりますから、お支払の必要はありません。○その他……御使用上不しんぬの点や意見がございましたら、ご遠慮なく農協が安定期へお申出下さい。病氣その他事故の場合も速にお知らせ下さい。

安定期も活発に動き出したのは、ここ数年からのことですが、因習の中に残る労働が全部払拭されたとは考えられせん。鹿島の近くに八十近い人屋はあさるが、いざという時に聞きました。が、やはり縁故就職に変えて、非近代的な形の紹介がいくらか残っているようです。このことは安定期の紹介数が推定数の半以下であることからうかがわれますし、持ち帰った賃金の中から幾らかの「お礼」というしきたりもまだあるらしく、地元監督署でも、義理人情の固い約束のもとに労働者を完全に自己の支配下に置く、前近代的な考え方が、違反の発見を困難にさせていると説明しています。ともあれ郷土の作家長塚節氏の「土」や映画「米」の中に見られる深刻な農村のしわざが、婦人労働によって支えられることとから前進しなければ、「農業茨城」の名もあまり自慢にはならないでしょう。水戸を離れて東へ三里、波の花散る

これは今年七月二十六日、大阪の新潮日ビルで、登会式をおこなったときに宣言され、石川青年ニュース「くろゆり」の扉に銘記してある言葉である。

在阪の各県事務所通勤客などは、同じ出身のものグループもできています。が、他県と異なり、このグループは、石川県出身の青年たちの力、青年自身の手でできたのである。

当日会場には、大阪婦人少年室長や石川県知事も出席、青年たちをばけまし、以上のほかに、「雨風のき、雲にた下積み」の生活のなかで、くるしみと不

安さびしさと孤独感にやむ若人たちが、これらのグループ活動によって、心おきなく話しあえる友を、そしていい場所を得て、きつとすくすく成長していくことである。大阪婦人少年室では、これらのグループから、機関誌の原稿をたのまれたり、会合や催しのあるたびに、しらせをうけては、室長はじめ室員が出席して、激励するなど、青年の心のもしびとして、グループが明るくもえつづけていくようにつとめている。

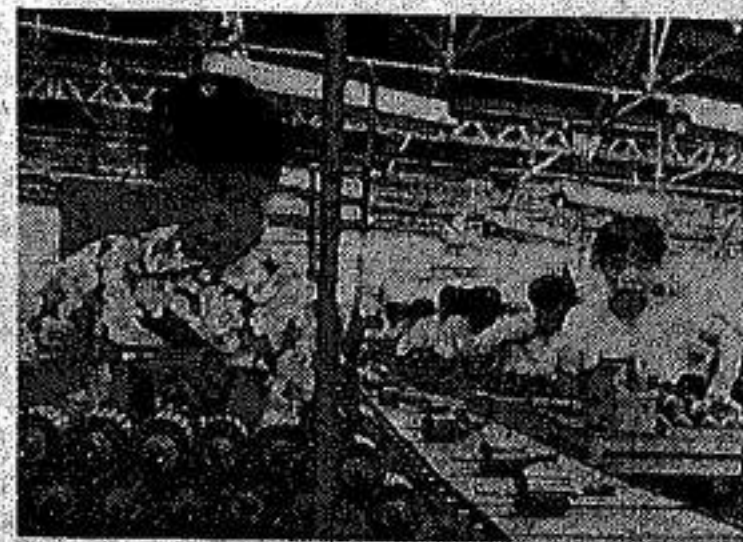
大洗の歌の通り太平洋岸にある本県は、また漁村婦人の問題の地でもあります。雄大な太平洋に望んで、那珂海・波崎・大津港等数々の漁業が行なわれて、鯉・鰯、その他漁獲量は七五、〇〇〇トンとあげ、鯉だけでも二、〇〇〇トンといわれています。鯉・鰯・鯖などの九千・開干・煮干などの製造に茨城のこの漁村婦人の働きがあることは余り知られていないようです。外海のほかに鰯が浦のわかさぎ・白魚などの名産も同じように婦人の手で加工されます。



水産東村の刈入に働く「漁婦」

面倒な仲間は、おしは入らないことに決めているよ」といさのいい迷論で断った老漁主。ここでも小企業の労働の厳しさは身に沁みまわりました。長久児童の多いのも漁村です。いかん春調査にも負けないこの村々の娘さん出身が多かったことも忘れません。近く鹿島女を主役とした「鹿島灘の女」という映画が水郷茨城でロケされるそうですが、実はこの鹿島女も鹿島の漁村の娘さんが相当多いのです。農も漁もそのうらはらの問題として同じ課題の中に、婦人は立上らねばと思ひます。

この外、茨城の婦人労働には製糸や織物があります。昨年は古河の大きな製糸工場の閉鎖もあり、かつては石底の名産で全国唯一の産地であった下館のタビ底も、石毛地方の石下織も、ともに時代波に大きく揺られて振わず、結城市の結城紬も今は無形文化財として昔の優雅な美技をとどめようとしています。こうして製糸織物の婦人労働は戦後「古河洋行」として伸びつつある洋傘の職場や新興特産工業として発達しつつある下館地方の製糸工場などに移っています。茨城のもう一つの名物は日立鉾山の鉾山突で、大正三年の完成、当時は世界一といわれ、高さ一五・七メートルの高さで聳え立っています。ここから東北にかけて、いわゆる常磐炭の産地です。



電気織機器具製造の婦人労働者（松本子孝氏）

が、最近閉山もあり、特に女子労働者は、合理化と共に減っています。しかし、製糸の運営は、電気機械器具製作の促進となり、本県の主要産業として見事な発展をみえています。近代産業中の女子労働者はこの職種の中に約六、〇〇〇人（県内通算女子労働者の約六、〇〇〇人）働いています。家庭電化と共に電機器具（洗濯機・冷蔵庫・吸塵機・ミキサー・トースター等）の製作に従事する女子労働者の数はその普及と共に年々増加しており、そのほか、モーターのアマチュア線巻作業、電気工具の部品等にも女子の職場が見られます。

常磐線を水戸から北に向って走ると、車窓の風景はガラリと変って、明るい近代工場が次々と見られます。日立市はその中心都市として県都より多い人口をかかえ、大工都としての目覚ましい発展を示しています。また、それに近接して科学の粋を集めた東海村の原子力研究所があります。美しい松林の中に一〇〇万坪の敷地を占めて、大智の最高を示す科学技術が数々の偉人をみせて存在しています。この研究所の中にたった一人、女性の理学博士が多くの男性にまじって活躍しています。その後、若く若い女性のひたむきな姿もみられます。

古書「常陸風土記」には「それ常陸の国は、界は広く、地もはるかたなり、土壌うるほい、原野肥えたり、懸崖のところに、山海の利、人々ゆたかに家々にぎはえり」と記述しています。この恵まれた古代の常陸風土記から現代を経て将来さらに、この科学の洗練によって、農・漁・工ともに、高い知識と技術を身につけた、たくましい茨城の婦人労働によって、文化の香りを高し新しい婦人労働風土記の書かれる日を期待しています。

（茨城婦人少年局長）



年少労働者福祉員の活動状況

（資）（料）（室）

・福祉のはしり

働く年少者の福祉を増進するためのボランティアとして、年少労働者福祉員が中小企業団体に置かれるようになってから一年有余、その活動は次第に顕著になってきました。

最初、年少労働者福祉員について、その設置の必要性が痛感されながらも、一般の人々には「福祉員？ 今度そんな人が役所にできたんですか」とか、福祉員とは一体なにをする人ですか等と、半信半疑、あまり理解されていませんでした。ところが、足もとに点火された年少労働者福祉増進の火の手は、時代の要請と共に、どんどん燃え広がっていきま

す。求人難にあえぐ中小企業ではもう福祉の問題を明日のこととしてのんびりと考えてはおれなくなりました。まず、企業自体の労働条件を改善し、職場や、福祉厚生施設を完備して年少者に働く魅力を作ることです。前時代的な考えを持っている事業主にはなかなか頭の切り替えがむずかしいところでしょう。しかし、今や中小企業にとっては一

大発展の転機となる時ですから相当強い決断をもって推進するよう望まれます。とかく新しいことというものはすらすら運びにくいものです。いわば産みの悩みというのでしょうか、東京蒲田のある福祉員はこういっています。

「商店の発展は購買力の増加が不可欠では達しない、そのためには、まず店員の資質を向上させなければなりません。協同組合の理事会の席上で店員教育と福祉の問題が活発に議論されました。しかし、一部の人が、頑迷な事業主には困りますね。週休制や一斉休業では困ります。人々が休んでいる時働かなきゃもうからねえ」といって一軒だけ休日に関わっている店もありました。こんな店には一切買に行かないようにと主婦連などの人々に話して協力を仰ぎ、ポイコット策をとったこともあります。私など組合の役員をしていても、若いものですからいろいろの抵抗があり、思うようにことが運びません。従業員のために、いまこの会館の二階が開放されて、図書、テレビ、電器、ミシン、卓球台等が置いてありま

すが、これだけのものを設備するためにどれだけ苦労したかわかりません。最初理事会に回って、店員の休養娯楽施設を建てたいといったら、そんな夢のような話が発現できた太陽が西から出ると、まっ向から反対されたこともありまして。

毎日の仕入れや販売に追われている小さな店では、大企業なみの施設を持つたり、満足な労働条件を約束することは不可能に近かったのです。このような企業集まりである中小企業団体に従業員、特に年少労働者福祉のための専門員を置くことは、とても自主的に望まれることではありません。法律の規定もなく、予算的にも何ら援助があるわけではないのですから危惧されるのも無理がありません。しかし、日本の時代は移り変わって、国家的権威から押しつけられたものでなく、一般市民の理解と良識によって、年少労働者福祉員というボランティア制度は一日と育ってききました。この九月末現在、全国で千数百名の福祉員が設置されようとしています。

「従業員の問題は、人からいわれて考えるべきものではありません。企業主は、自分自身の問題として考え、処理していかなければならない問題です。自分のところの従業員が優秀であればそれだけ生産能率が上がり、結局自分につ

ラスとなつてはね返ってきます。こんな当り前の理屈がわからない人はいないでしょう。」というように考える人々は、「財政的な裏付けがなければ仕事ができな」といふなど消極的なことをいっていません。週休制からはじまって、余暇費用の指導、レクリエーションの計画等身近な問題から手をつけ、着々成果をあげています。

・活動の端緒

婦人少年局長昭和三十三年五月に年少労働者の福祉増進実施要領を定め、年少労働者福祉員設置の勧奨をはじめてから最初に端を切ったのは青森です。次いで、東京、富山、広島、香川、福岡などで、福祉員設置ののろしが上がりました。これらのメンバーは商工会議所等の中小企業指導団体の役員が主ですが、中には婦人団体の代表者や、単なる事業主等がみられ、実施要領の意図する中小企業団体が設置対象となっていないところがあ

りました。富山市では、繁華街の結曲輪通り及び中央通りの商店会を中心として年少労働者福祉増進連絡協議会が設置されています。富山専門店会には四名の福祉員がおかれました。この団体には三〇〇名ほどの従業員がおり、年少者も相当数働いています。福祉員が最初に手がけたのは映画割引のことです。優秀映画を特定映

画館と接渉し、学生料金で見られるような会員証を発行しました。

炭鉱地帯をひかえた福岡では、飯塚、直方、福岡の三市に福祉員がいます。商工会議所が週休制実施運動の指導にあたっているので、事業主に対する福祉増進活動の推進力としてまず商工会議所の役員から福祉員が選ばれました。ちょうど、働く年少者の保護運動を契機として中小企業の事業主と懇談会等がもたれたので、これら福祉員活動の端緒ができたようです。

群島の事情については本誌六月号でふれていますが、青年会議所幹部が中心になってマイナークラブ(年少店員の集い)を結成することによって福祉員活動が促進されています。これと同様なケースは鹿児島にもみられます。

また、茨城では、婦人少年室協助員の就任と同時にその協助員が福祉員活動を援助しています。商店街の一斉休日に伴う年少労働者の余暇善用指導に当り、店員講座や事業主主婦の指導講座を機に一段と福祉活動が活発化しています。

この他、レクリエーションや、レコー
ドコンサート等、働く年少者の集いをき
っかけとして、福祉員活動が芽生えてい
ますが、最初に活動の端緒を作ること
は容易でも持続的な活動をもつことは今日
の課題でもあります。
以下、設置後の福祉員活動について全
体的な状況を紹介します。

* 福祉活動あれこれ *

中小企業に働く年少労働者の福祉増進は途大な課題であり、その実現には、地道な努力が一步一步積み重ねられていかなければ不可能です。その努力とは「話し合い」が基礎となります。福祉員が仕事を進めていくためにも、懇談会・説明会・面接・懇談等何回となくこの話し合いが行なわれました。

年少労働者のための労働管理講習会を、事業主を集めて行なうとか、福祉増進の懇談会、商店主婦の集会等、福祉員が設置地区の関係者を集めて行なった話し合いは、茨城・群馬・東京・富山・長野・大阪・福岡・佐賀の各界でみられます。これは最初の活動段階として、これらの都府県に限らず、全国各地で行なわれて

おり、今後も何回となく続けられるでしょう。婦人少年室が関与しているものだけでも全国で一五〇回以上にのぼり、年少労働者福祉員が自ら主催した会合も数的な把握ができず残念ですが、相当数行なわれています。

全国的にみて、現在までに設置された福祉員は、中小企業団体に所属するものが六、七割で大半を占め、他は商工会議所・中小企業団体中央会等指導団体の役職員が選任されています。中小企業団体はほとんどが商業にたずさわるもので、他の産業はあまりみられません。したがって、福祉員の活動は個々の立場によってその内容も異なりますが、前述のよう

な状況から商店従業員を対象としたものがほとんどです。

りました。これに伴って各地で新入店員の講習会が開かれ、福祉員が主催しているものも、茨城・東京・大阪・福岡等にみられます。併せてレクリエーションスポーツによる親睦会も行なわれたところもあります。

東京の日本橋横山町商店街で、毎日一日一斉先がけて週休制を実施し、毎日曜日一斉休日を行なっています。関係機関の啓発活動と相まってこの機運は全国的に波及しています。これは、働く年少者にとってはうれしいことには違いありませんが、一部の事業主からはこんな声が聞かれます。

一週休制になって休日が多くなると、若い連中は遊んでばかりいる。勉強する意欲がないので休日にはみんな朝から映画を見に行きますが、安い金でつまらないものばかり見るので不良化して困る。」

「若いうちには鍛えなければならぬ。」

昔は兵隊に行つて鍛えられたが、今にもそんなこともなく、民主主義はろくな人間を作らない」等々。

そこで、福祉員は考えました。この休日における余暇の善用、これが手取り早い仕事だと。どの福祉員もこの問題に着目し、身近にできるものを何か手がけています。

山形のある福祉員は仕事の手はじめと

して、休日に年少労働者を集め、レコニング・マシンを演奏した。和歌山ではドコンサートを開きました。

休日の余暇利用を、女子に生かす、と
けいる。男子は野球場を借用してスポー
ツに過ごさせています。茨城・東京・大
阪等の都市で福利厚生施設のあるところ
では、休日に会館を開放し、終日年少者
の利用に供しています。このような恵ま
れた施設が早く各地にできるというので

すがないところでは会館の新築が既存の施設で公民館・図書館・学校等の開放について福祉員が努力しています。

によるこばれました。また、福岡の八幡市では英彦山へレクリエーションに行き、フーノクタンス、コーラス会を開催、多数の参加者をみえています。

野球大会、卓球大会、バドミントン大会
等を行なつて若い店員の志気を高揚しま
した。山梨、大阪、和歌山の福祉員も行
なつています。日常の生活の中に溶け込
んでいるこれらのスポーツは職場を異に
する年少者相互の親睦を図るためにも大
きな役割を果たします。

「労働生活に余暇を持つことは、労働

再生産のうえから大切なことである。年室協助員等を動員し、定期的に相談日

が、休日などに遊び過ぎて疲れるのを防ぐことが、休日などはやはり翌日からの仕事のために体を休めることが大切じゃないか。こんな声もチラホラ耳にされます。血氣盛んな年少者は、時にはスポーツやレクリエーションに度を過ぐることがあ

生活を営む上で、年少者に接し、気易く話しかけられるような親しみを持つように努力しています。また、和歌山でも従業員の不平不満を聞くため、生活相談を行なっています。

るかも知れません。そのために適切な指導助言者が必要でしょう。大人の行き過ぎた干渉は困りますが、手放しておかれるのも危険です。小さな事業場などでは、事業主が年少者の中にとび込んで和気あいあいと楽しんでいる姿は他からみればなりませんが、これらの勉強は通常、作業時間内において臨機応変に行なわれ

てもほほえましい状態ですが、なかなか望めないことです。この場合、福祉員の存在は見逃がすことができません。事業主と年少者の間にはいつて潤滑油の役目を果たしてくれます。

福祉員が、新入店員講座や技術指導講座を行なっているところは、前にもちょっと述べました。茨城・群馬・東京・福

の労働生活で不満や悩みごとに限りなく、
直面します。特に、家を離れて住込みで、
働いている年少者には心を割って話せる
者としてなく、不安な生活を続けている者
が多いのです。福祉員が扱った身上相談
や、生活相談は、人生に行きづまった年
せいが、青年学級や、店員講座等で特に

少者を明るい希望のある生活へ解決したり、曲りかけた労働生活を正しく導びくものとして少なからぬ効果をあげています。

東京豊島区の福祉員は青年学級と提携して店員の生活や労働の相談を行ないました。実際には、婦人会の幹部や、婦人少

このための時間をねん出し、地域の有名な講話等を加えています。また、長野や滋賀では、公立図書館や巡回移動図書館の利用をあつ旋し、東京の商店会のよ

うに会館等の施設のあるところでは、そこに優良図書を整備するため多額の費用を画策しているのがみられます。

＊期待される今後＊

ギーの大部分を根から吸収しています。この根が地下何米と深く伸びて養分を吸収してくれます。福祉員も、いわばこの根のような存在でしょう。地上の花を眺めるようなバツとした存在では決してありません。平少労働者のために、福祉と

に陰の勞苦がどだけ多いことか、眞に熱意のある人でなければできません。

以上述べました福祉員の活動状況は千慮万様、個人的にみれば福祉の一端を扱

る人は年少者の指導を、またある人は事業主の啓蒙、主婦の懇談会等と、その方法こそ違え、意図するところは年少労働者の福祉増進という大きな目的に向かっているのです。

発足してまだ日の浅い年少労働者福祉員は、その数も少く、本格的な活動はこれからです。現在までの活動状況をみても福祉員としての立場より、中小企業団体の役職員の名のもとに福祉活動を行っているのがほとんどの実体です。本来

の職業を持つたわら福祉の仕事をする
のですから時間的にも相当制約されるで
しょう。しかし、この仕事は、他から命
令されてする性質のものではなく、自主
的に進められるものですから、福祉員の
立場をよく生かし、自分からの良識と判
断によってくみぐみ仕事をしていってほ

しいと思ひます。新しい福祉活動の分野を行くものとして、全国二五〇万の年少

者はおちるん、地域社会のすべての人々も福祉員の今後の活動に大きな期待をかけて見まもっています。

福祉員をお引き受けして以来、寮長や地もとの協助力員から御指導や、啓蒙やらを頂いて一生懸命に働く少年諸君の将来のためのサービスに努力しているつもりですが、何分にも前にふれましたように、予算の

面で困り抜いております。わたくしの組合も会費が安いのでたびたび会合をすると、すぐ赤字になりますので、思うように活発な活動もできず、ただ理想のみ頭に描いている次

第です。　　こう書いてくると、何んだか云訳か愚痴のようになってしまいました。が、労働省や東京都あたりで働く少年たちの質の向上と福祉と将来の日

へも、助成金（名目別は何んでもよろしい）を支出して頂いて、福祉員が、どしどし活発な活動ができますように御尽力いただきたいものと切望する次第です。

（東京合羽橋商工業組合理事長・福祉員）

碧空に吸込まれるように白球が弧を描いて飛んでゆく。なだらかな後縁をもつて起伏する野が一面に展げ、芝草の緑が目にしめるようである。プレイヤーの軽快な姿が陽光の下に点綴する。細長いバッグを重そうにかついだ小さな姿がその後を追う。ゴルフ・キャディーである。原色の帽子やコート色の鮮やかさが却って周囲の雰囲気と調和せず、妙に痛々しい。

近來のゴルフ熱は凄まじいもので、戦前のゴルフ人口にくらべると十数倍も増加し、数十万に達すると言われる。ゴルフ場の数は全国で約一三〇にのぼるが、すでに建設を終り開場準備中のものを含めると、約二五〇にも達し、なお建設計画中のものも相当数にのぼると言われている。またこれを裏書きするように、ゴルフ練習場もわずかの空地や、ビルの屋上に設けられ、その数も急激に増加している。従ってゴルフ・キャディーの数もともに増加の傾向がうかがわれる。

キャディーの業務はゴルフの打球に用いるクラブをかついで、客についてリンクを一周するという単純業務で、年少者が大半を占めるものと思われるが、熟練の度合等によってハウスキャディー

左右されることが多い。土曜日は放果後、に就業するものが大部分のようである。日曜・祝祭日には朝から、就業時間の平均は八時間、一人当たりラウンド数は、二・五ラウンド、一ラウンドの所要時間は四時間となり、実働時間は六時間である。休暇中の就業態様も大抵、日曜・祝祭日と同じである。

キャディーが担うクラブ・バッグの重量の平均重量は、平日五・六kg、土曜・日曜・祝祭日は六・七kg、日曜・祝祭日休暇時六・九kgとそれぞれ異なる数字を示し、一ラウンド中に携帯するバッグ数は、土・日曜・祝祭日・休暇を通じて、一箇乃至一箇であるから、一時に担う重量は七・八kg（約二貫二百匁）以下である。法規に定める満十六歳未満の重量物の取扱制限は、継続作業の場合でも、男一〇kg、女八kgであり、法には抵触しない。しかし、小数はあるが、一バッグの重量のみで七・八kgを超え、また一時間に二箇のバッグをかつがせて、重量物制限を遙かに超過する労働を強いる事業場も認められる。反面キャディーカー（カー・ト）を使用させ、キャディーに直接バッグを担わせない事業場も十四あった。キャディーの一ラウンドにおける歩行距離は七軒前後である。

スクールキャディーの賃金は大部分が一ラウンド一六〇円、一四〇円のものが多い。多数で全体の過半数を占め、次いで一〇〇円以下、一八〇円のもの順になるが、二〇〇円を超えるものも相当数みられる。このほかに何らかの手当を支給する事業場が七割近くあって、雨の日や雪の日の就業に対する荒天手当と通勤手当を支払うものが最も多く、以下、時間外手当・精進手当・重量手当・練習手当の順になる。重量手当はクラブバッグの重量が九・三kg（二貫五百匁）ないし一〇・五kg（二貫八百匁）をこすものに対して支給するもので六件を数える。練習手当はプレイヤーの練習に付き添った際、その時間に応じて支給される。なお二割強の事業場では、キャディーのコース・ズボン・帽子・靴等を現物で支給している。また、金額は不明であるが、賞与を支給するところも少数ある。

出勤しても客が少なく、仕事がない場合は、その保障として保障給を支給している事業場が八割を超えているが、その額は五〇円程度が多い。ハウスキャディーの賃金は一ラウンド一六〇円前後が最低で二〇〇円前後が最多数となっている。また、月給制をとっているところも相当あり、その他の手当の内容もスクールキャディーに比べれば一段と充実している。賃金の支給は月払・日払・週払の方法がとられており、直接本人に支給されるが、スクールキャディーについては、親元以外に、学校・農業協同組合・クラブ貯金に預金する事業場が半数以上あり、キャディーの代表者に支払っている



ゴルフキャディーの労働の実態

一般常用キャディーに区別される。ハウスキャディーともなれば、ゴルフ・プレイヤーの熟知、エチケット等が要求される。将来性のある者については、プロゴルファーとしての道も拓けている。その他、臨時に使用する臨時キャディー、高校・中学・小学の生徒、いわばスクールキャディーとも呼ばれるものが相当数いる。

キャディーの就業についてはまず第一に問題になるのは、このスクールキャディーと呼ばれる低年齢児童が比較的多いと思われることである。なぜなら法規上（労働基準法第五十六条女子年少者労働基準規則第十条）では、満十五歳未満の就業は、この業種に就くことを許されていないからである。

第三点は、クラブが入っているバッグの重量である。普通一バッグに十本ないし十四本のクラブが入るが、十八歳未満の年少者には、女子年少者労働基準規則第七条によって、重量物の取扱については細かく制限されており、バッグの重量が問題となるからである。

	計	男	女
計	4,233	2,436	1,797
高校生	1,030	591	439
中学生	3,176	1,823	1,353
小学生	27	22	5
児童	3,203	1,845	1,358

把握のできたキャディー総数は二二、五九二人で、このうち十八歳未満のキャディー数は六、四三一人である（不明なものを除く十八歳未満のキャディーを使用する事業場八二）。男子二、九〇三人、女子三、五二八人、女子の方が多い。高校・中学・小学生のスクールキャディーの数は左表のとおりである。

この場合、低年齢者に男子が多いのは、一定の体力が要求されるからであろう。

義務教育課程にある小学・中学の学令児童が三、二〇三人で、この数から全ゴルフ場についての学令児童のキャディー数を推定すると、約五、〇〇〇

人程にのぼり、特に、絶対に就業禁止の対象である小学生は二七名であるが、なお相当数の就業が予想されるのである。

採用方法

ところでこれらのスクールキャディーは、「学校の紹介」「学校と保護者の了解」を得て採用されるものが多く、これらが約半数を占めている。四月の学年始めに、ゴルフ倶楽部から学校に連絡し、希望者を予め登録しておくのが一般の例のようである。「職業安定所を経て学校より紹介」するもの、「本人が直接申込み」の、それぞれ一割程度みられるが、いずれにしても、ゴルフ場近在の学校とは緊密な連絡がとられており、ゴルフ場の増加にともないキャディー数が不足するので学令児童がその重要な担い手となることは注目されることである。

使用時期

ゴルフ場は大抵、春から秋にかけてが繁忙期で、冬期間は閉場するところもある。スクールキャディーはこの繁忙期間に多く使用されるが、プレイヤーが立て混む毎週の土曜日・日曜日及び祝祭日、休暇の時期を限って使用されるものが過半数を占めている。また時間を問わず随時使用するゴルフ場が二割もみられ、土・日等のほかに平日にもスクールキャディーが就業している。

家族状況

これら児童の家庭は、ゴルフ場そのものが観光地や都市の近郊にある関係上、

労働災害・補償状況

ゴルフ場におけるキャディーの労働災害は、年間において全体の七五%の事業場に認められ、災害発生ゴルフ場の月平均発生件数は二件である。災害原因の殆んどがプレイヤーの打球による足・腰・腕等の打撲であり、休業一週間以内の軽傷で、二週間を超えるものは三件のみであった。キャディーの災害防止のため、頭部等の重傷災害を避けるため、安全帽の着用を考慮しているところもあるが、開場の日の浅いゴルフ場に災害多発の傾向が強いようである。

災害に対して何も補償も行わない事業場が二割もあって注目されるが、補償方法としては民間の保険会社が代行しているものが一番多い。この方法に二種類あって一つはプレイヤーが保険会社と契約し、第三者に与えた傷害に一切の費用を補償するものと、もう一つはゴルフ倶楽部が契約者となり、施設内で起きたプレイヤーとキャディーの傷害事故に対して、補償するものである。その他、クラブ（事業主）が補償するもの、

婦人労働トピックス

＊あつまらない女工さん

―労働組合と女工さん―

日本毛織物工業組合連合会では、八月

末、臨時総会を開き、十月以降の毛織物の操短についての協議し、現在の二割操短を全面的に解除する方針をきめた。操短に入ったのは三十二年四月なので二年半ぶりの解除となる。また綿紡績業界では九月から大幅な操短緩和を行なっている。そのため綿紡績十社では昨年来の操短による過剰人員整理によって減少した女工さんを集めるのに大わらわである。然し積極的な人員整理なども含まれて年間退社率二・一％（前年度一・八・八％）という減少状況を埋めるため本年度新卒採用者をふやしても追いつかず、六月以降は過年度求職者や退社した女工さんを臨時工で雇っている状態である。来年度新卒女子を採用するまでをどうして切り抜けていくかが各社ともなやみになっている。このような工具不足は、経営者の見通しに反して、好況への転換が急激に行なわれたことが大きな原因になっている。最近では進出のめざましい弱電機、カメラなど新しい産業での新卒女子の採用が多く、これまでの供給源であった地方から紡績が手をひかねばならなくなっている事実もある。

（日経・朝日・毎日新聞より）

＊労働強化防止に採用促進を協定

―全機同業紡績部会―

全機同業紡績部会では操短緩和によって一層激化する労働強化を防止するため、につきのような対策を会社と協定し、人員の採用を促進することになった。

○操短緩和にもとづく人員は本採用を原則とすること、やむをえず臨時工を採用した場合はできるかぎり本工切りかえの努力をすること。○臨時工の使用期間は昭和三十五年四月末日までとすること。○臨時工の採用について、(1)会社と協定する臨時工とは、昭和三十五年四月まで使用するものである。(2)臨時工は二か月毎に契約を更新し、更新にあたっては労使双方で協議し本工への切りかえに努力する。(3)健康保険・失業保険並びに厚生年金等を適用させること。(4)福利施設利用は本工と同一。(5)就業時間は本工と同一。(6)賃金は本工との格差を排除するため労使双方で協議して決めることなどの点に留意し、会社と協議し、協定にあたっては人員をあきらかにし、事前に部長の承認を得ることになっている。

＊町役場、赤手解雇を理由に
女子職員を解雇
長崎県町役場（男子職員五十一名、女子職員十一名）では、町長が女子職員十一名のうち八名を五月末自宅に呼び、八月一杯で退職してほしいと通告し、問題になっている。

＊合理化の対象は既婚女子か
―地銀連各支部で問題をとりあける―
地銀連（全国地方銀行従業員組合連合会）では、最近、職場でおこった既婚女子職員に対する不当退職、不当転勤および女子の条件付採用について職場から女子を押し出し、合理化を推進するものであるとして問題をとりあげ、組合員の自覚と団結をうながしている。

これに對し本人たちは「やめたくはないが町の財政上という理由で町長宅に呼ばれ説得されたので止むを得ない」と思ふ。一日も早く就職先をみつけないと希望している。

これは労働協約第八条違反であるとして、八月十二日に中央委員会の名で銀行側に抗議し、その後二十七日の経営協議会で「取扱上いるいる手違いがあり、そのために本人が退職を強要されたかのような印象を与えた」とすれば、これは大

果自治労連では、女子職員にかぎった大量首切りは男女平等という基本的人権を無視したものだ問題を重視し、この役場に労組はないが、実情を調べた上、場合によっては救済のり出すと言っている。

（長崎県人少年連合会より）
（大阪三三三目につく）

（長崎県人少年連合会より）

（大阪三三三目につく）

婦人界のうごき

（八月十六日）九月十五日

（八月）

二十一日 和歌山刑務所長の三田庸子氏が東京婦人補導院―児童補導更生施設―院長に任命された。同院長はこれまで東京矯正管区長（男性）が兼任していたものである。なお、大阪婦人補導院長には既に賀来俊子氏（前婦人少年局婦人労働課長補佐）が発令（三月三十一日付）されている。

二十二日 第五回日本母親大会（主催同大会実行委員会）が東京で開かれた。「子供と教育」「生活と権利」「平和」の三テーマについて、全国から参加した延三万余名の母親たちが、第一日は問題別集會、第二日は分科會、第三日は全体會の日程で話し合った後、「母親行進」を行なった。

二十五日 九月十五日から開かれる第十四回国連総会の日政府代表（六名）に藤田たき氏が三度任命された。また久米愛氏（日本法律家協会会長）も随員として同行するが、両氏の歓迎會が九月八日国連NGO国内婦人委員會の主催で行なわれた。

二十七日 九月四日、ポーランドのワルソーで開かれた第四十八回列國議會同盟會議に、日本から衆議員十名が出席したが、うち婦人では戸叶里子氏が参加した。

（九月）

四日 女性の博士は年々増えているが、理論物理の中でも難解な部門といわれる素粒子論において、中川公子氏（東大大学院）が「弱い相互作用の構造」の論文で、女性で初めての博士の学位をとった。

八日 全国民生委員代表者研究協議會（主催厚生省、全国社会福祉協議會等）が岐阜等で開かれ、全国代表の婦人民生委員、関係官公庁職員五百名が「母と子の健康と福祉」「児童問題」など四つのテーマについて話し合った。

○東京婦人少年連合会主催で婦人労働會議を開催

東京婦人少年連合会では、九月二十三日、婦人労働問題研究會を東京虎ノ門共済會館で開催した。伊勢丹、日本光学、ライオン、横河電機、三共製薬、リッパ、ミツワセ、ミツワセ、藤倉電線、日本電機等の職場及び組合代表が出席、職業婦人の問題、特に定年制・退職一時金制度の問題点について、評論家三瓶孝子氏をアドバイザーとして熱心に話し合いが行なわれた。最後に、出席者各自がそれぞれの職場の労働協約と、その日の話し合いをもう一度検討しなおして、それぞれ、よりよい条件を獲得するように努力し、同じメンバーがまた来年二月に集まって、その結果について話し合うことを約して散會した。（A）

（三〇ページよりつづ）

変遷であり、今後かかることのないようにさらに慎重に対処する積りである」と労働者の意見が一致し、双方が調印することになった。なお退職者が復職を断念している現状なので、組合は今後、退職金増額の形でひきつづき交渉をすることになっている。

結ぶことはどうか」と云っている。このように銀行の方針に対し組合では、婦人懇談会で熱心な話し合いを行ない、この提案を断固はね返すことを確認している。

（二九ページよりつづ）

▼第四銀行（新潟、組合員一、三、一〇名）既婚の病弱者に対する転勤や、豪雪地への転勤が問題にされているが、或る職員は産前休暇に入る直前に忙しい支店に転勤を命ぜられた。組合では労働基準法第六五条第二項に抵触するのではないかと交渉を行なったが、銀行側は「転任したから輕易な作業につかせたい」と云い、その線では交渉は打ち切られた。

男性及び社会一般の理解と協力、職場の男性の上司・同僚の婦人に対する評価の向上、同僚の婦人に對する評価の向上、その發揮のために協力すること、

▼紀陽銀行（和歌山、組合員八〇〇名）組合では七月に銀行に対し五八名の来年度新規人員要求を行なったが、その際「女子の採用は条件付で行ないたい」という銀行側の申入れがあった。即ち今後女子の採用については採用時に「結婚すれば退職する」という条件をつける。その理由は、現在女子のうち既婚者が三分一以上もあり、他行よりその比率が高く、全部とはいわないが、多数能率の落ちるものが含まれているから、というものである。

組合は女子を職場からしめ出す方針には反対であると主張したところ、「それでは例えば五年間と区切って雇用関係を

ある。

福祉施設、家事労働軽減のためのシンキングセンター、育児問題の解決のための保育所、放課後のグループ指導所、老後の福祉施設が要望されました。

女子の就業者数と完全失業者数 (1959 年6月)

産 業 別		女 子	男 子	男女計中 に占める 割合	女子雇用 者の比率	前同月の 比較
総 数		万人 1,892	万人 2,647	% 41.7	%	万人 - 18
就 業 者	自 営 業 者	278	831	25.1		+ 7
	家 族 従 業 者	983	390	71.6		- 44
	雇 用 者	630	1,424	30.7	100.0	+ 19
	農 林 業	37	37	50.0	5.9	+ 10
	漁業、水産養殖業	* 2	18	10.0	0.3	± 0
	鉱 業	* 7	55	11.3	1.1	+ 3
	建 設 業	22	137	13.8	3.5	+ 3
	製 造 業	207	470	30.6	32.8	- 18
	卸売、小売、金融、 保険、不動産業	148	216	40.8	23.5	+ 13
	運輸通信、電気ガス 水道業	27	182	12.9	4.3	+ 1
	サ ー ビ ス 業 務	164	181	47.5	26.0	+ 7
公	17	127	11.8	2.7	+ 1	
完 全 失 業 者		23	36	39.0		- 1

「註」 1) *印の数字は特に誤差率が高いから注意して使用のこと。
2) 統計表の数字はすべて調査結果の実数に推計乗数に乗じたものの
万位以下を四捨五入した結果であるから表中の総数欄の数字はその
内訳の合計に必ずしも一致しない。 — 総理府統計局労働力調査 —

一人一か月平均現金給与総額

産 業 別	女子	男子	男子に対する女子の割合
総 数	13,289	32,450	41.0
鉱 業	11,980	27,092	44.2
建 設 業	11,682	25,998	44.9
製 造 業	11,211	30,129	37.2
卸 売 業 小 売 業	12,919	30,856	41.9
金 融 保 険 業	23,015	50,270	45.8
不 動 産 業	18,379	48,072	38.2
運 輸 通 信 業	20,181	35,870	56.3
電 気、ガ ス、 水 道 業	38,145	63,734	59.9

—労働省労働統計調査部
毎月勤労統計調査—

年少労働者福祉員活動

モ デ ル 地 区

設定計画の実施にあたって

年少労働者福祉員活動

モ デ ル 地 区

設定計画の実施にあたって

中小企業を対象として、昭和三十三年から「年少労働者福祉員」の設置を勧奨してきたが、各婦人少室長の努力により、最近全国的に次第にこの制度に対する理解がふかまり、九月一日現在で、二〇〇名の年少労働者福祉員設置が予想されることとなり、この傾向はさらに速度をましてゆくものと思われまふ。

また設置された年少労働者福祉員に対しては、各婦人少室長の進達により、労働大臣より「年少労働者の福祉増進に寄するよう期待する」旨の奨励状が交付されることとなりました。そして年少労働者福祉員の活動は、それぞれの地域的な事情に合わせて次第に活発となり、いろいろの成果をおさめています。

そこで今回全国の各都道府県における福祉員活動をさらに一層促進する一助とするために、東京・愛知・大阪・福岡の四都府県にそれぞれモデル地区を設定し、その地区において活発な活動をはかり、このモデル地区における福祉員活動の結果について本省において一応検討の上、全国の参考として提供することとなりました。そこでモデル地区に關しては、この度「年少労働者福祉員活動モデル地区設定計画要綱」を定めて実施することとなったわけですが、そこで要綱に盛り込まれている事項について、その要点をかいついで述べることにします。

モデル地区設定計画の趣旨は前に述べたとおり、日を追って設置される年少労働者福祉員に具体的な福祉員活動のモデルを示すための手がかりを作るため、とりあえず年少労働者数の比較的多い前記四都府県に設置することとした。

そしてモデル地区の設定にあたっては、まず第一に、関係諸機関すなわち各都府県労働基準局各監督署・各都道府県労働部・労政課・職業安定課等をはじめ、中小企業団体・同業協同組合・商店会等の各団体や商工会議所・商工指導団体等の意見をきき、一方、週休制その他の年少労働者福祉計画及びその実施状況等を考慮の上、設定することを指示しています。

第二にモデル地区の設定基準として、四都府県内にそれぞれ一地区を原則とし、モデル地区はなるべく県庁所在地とし、県内外より、常識的にみて、十分に年少労働者の福祉の必要であることが理解され、同時に福祉をはかることが重要であるということが痛感される地区とするようによびかけています。そして一方、地区の中小企業団体や企業団体の役

員の協力態勢と共に、年少労働者福祉員の実行力をも考慮にいれて地区をえらぶように希望しています。

さらに地区は原則的には商店会または中小企業協同組合の組織の単位となつて、ある地区をさしますが、地区によって一地区の中に数団体の商店会または中小企業団体を含む場合も地区として設定することをみています。

モデル地区の指導方針としては、年少労働者福祉員を室長が指導することによってその成果を期待するわけですが、それには地区の実情を十分考慮にいれて行なうようにし、一般の中小企業団体に対しては、モデル地区で実施する福祉計画について理解をもとめ、一方関係諸機関・関係諸団体その他に対しては、計画に對して積極的な協力と援助が得られるように依頼し、実施を推進するものです。

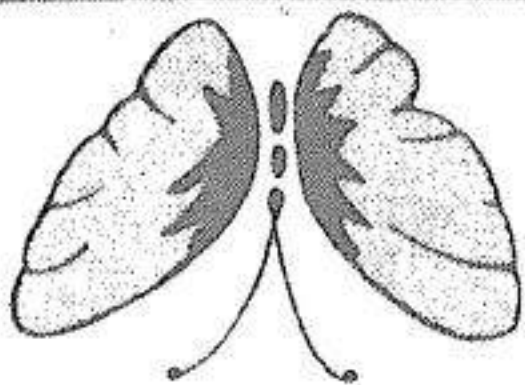
指導の重点としては、余暇善用を重点的にすすめますが、モデル地区の実情によつてはその他の項目、たとえば保健衛生に關すること、生活相談に關すること、職場における人間關係に關すること等、いずれをとり上げてよいこととしました。そしてそれぞれの季節感等をも取り入れた一定期間の福祉活動計画をたてることとし、この計画の中には講演会・講習会等の教育のための計画を取り入れ、スポーツ施設・娯樂施設の利用等については、いつでも自由に楽しめるように意を用い、一方でできるだけ事業主や

年少労働者の都合を十分に考えに入れるようにします。また、計画の実施の途上においては半年毎に座談会や懇談会を開催し、またアンケートの記入をもとめてモデル地区における福祉活動の実際的な効果・反響等を測定し、これを計画の反省と今後の計画実施の参考とすることとされています。

さらにモデル地区の福祉員活動に關しては、特に広報活動に力を入れ、モデル地区の発足に際しては記念の行事等を開催して、モデル地区としての意識を高めさせることにつとめ、また、計画の進行する途中においても、継続的に広報活動を行なつて、モデル地区の中小企業団体に誇りをもたせ、同時に年少労働者の自覚をうながし、一方同一都府県における他の地域へのモデル的效果を発揮するように努力することとしました。このようにして行なわれたモデル地区における福祉員活動の状況は前述のように本省に報告され、この結果は、全国の福祉員活動に關する参考資料として、全国的な活動の推進を一段とすすめたいと考えています。幸い福祉員制度に關しては広く一般社会の理解を得ることができ、関心が次第に高まり、この制度が発展しつつあることはまことによろこばしいことです。

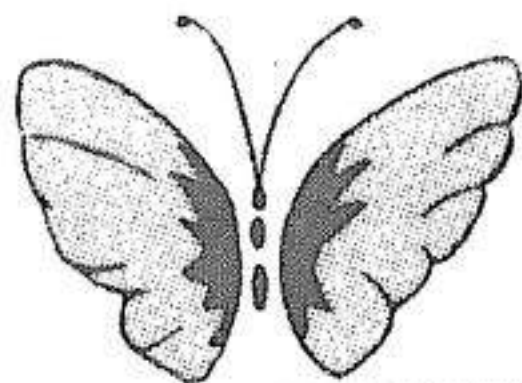
このモデル地区の設定にともない、その業務がますます推進され、ひいては全国の福祉員活動が軌道にのって円滑に運営されることを切望する次第です。

香



花のにおい
お菓子のにおい
果物のにおい
においは人の心を
ゆたかにして
明日の夢を

に
お
い
に
お
い



香

合成香料 天然香料

高陽化学工業所

港区芝白
高橋靖枝
金三光町
四五

家庭で温泉の憩い！

効能

冷え症・しもやけ 腰痛・打身・
くじき 痔疾 あせも 肩痛・
湿疹・いんきん・たむし・にき
び・水虫・ひぜん・火傷・神経
痛・リウマチス・疝氣 慢性子
宮病

1回分(70グラムお試し用)
2日～3日使用…¥30
14日分(490グラム)……¥200



イチジク

家庭浴剤
素湯
美身

発売元 イチジク製薬株式会社
東京都墨田区本駒形4丁目9